

苫小牧市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 苫小牧市都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を改定するため、苫小牧市都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 苫小牧市都市計画マスタープランの改定に関する事項
- (2) その他苫小牧市都市計画マスタープランの改定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから充てることとし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内各種団体の活動に従事する者（有識者）
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から苫小牧市都市計画マスタープランの改定までとする。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり議事を進行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 委員会において必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、苫小牧市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

苫小牧市都市計画マスタープラン改定検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属	職名	備考
学識経験者	田村 亨	北海道大学大学院工学研究院	教授	都市計画
学識経験者	下夕村 光弘	苫小牧工業高等専門学校創造工学科	教授	公共交通
学識経験者	内海 佐和子	室蘭工業大学大学院工学研究科	准教授	建築
有識者	丹羽 秀則	苫小牧市農業委員会	会長	農業
有識者	宮本 知治	苫小牧商工会議所	会頭	経済
有識者	柳谷 昭次郎	苫小牧市社会福祉協議会	会長	福祉